

海外新潟県人会活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人新潟県国際交流協会は、新潟県から海外に移住した新潟県人及びその子弟（以下「移住者」という。）が海外で設立した海外新潟県人会及び移住者を支援することを主な目的として県内で設立した団体（以下「県人会」という。）を支援するため、県人会に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付について必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 交付の対象となる県人会は、次の各号の要件を満たす団体とする。

- (1) 計画的かつ継続的な団体活動を行っていること。
- (2) 10人以上の会員を有していること。
- (3) 海外赴任者等が中心になって活動している団体ではないこと。

(交付基準)

第3条 この補助金は、県人会の運営に係る経費について助成を行うものとし、その交付限度額は、別表1に定めるところによるものとする。

(交付条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 申請内容を大幅に変更する場合には、理事長の承認を受けること。
- (2) 運営の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
- (3) 新潟県との交流促進に関する事業等に積極的に協力すること。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする県人会は、交付申請書（別記第1号様式）に理事長が必要と認める書類を添えて、対象年度の6月末日までに理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 理事長は、前条に規定する交付申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付決定を受けたときは、請求書（別記第2号様式）を理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第8条 理事長は、前条に規定する請求書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を通知するものとする。

2 理事長は前項の確定を行ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(申請内容の変更承認申請)

第9条 申請内容を大幅に変更する場合は、あらかじめ変更承認申請書(別記第3号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の承認をするとき、必要に応じ補助金の額を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告及び補助金請求)

第10条 補助対象年度の事業が完了したときは、事業完了日から30日以内又は3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(別記第4号様式)に理事長が必要と認める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消)

第11条 理事長は、県人会が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 運営の遂行が困難になったとき
- (2) 虚偽の申請及びその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (3) 申請内容と実績内容が著しく異なるとき
- (4) その他、当該事業の目的に反する運営を行ったとき

(補助金の返還)

第12条 理事長は、前条の規定により交付決定の取消をした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については事務局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度以後の海外新潟県人会活動支援事業について適用する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

1 補助金の交付限度額

形態 \ 会員数	200名未満	200名以上
移住者が海外で設立したもの	15万円	45万円
移住者を支援するため県内で設立したもの	10万円	